

関連法令条文

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(昭和32年6月10日 法律第167号)

(定義)

第 2 条

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん32、コバルト60等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令

(昭和35年9月30日 政令第259号)

(放射性同位元素)

第 1 条 放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が文部科学大臣が定める数量及び濃度をこえるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

(二) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品

(三) 薬事法第2条第4項に規定する医療用具で、文部科学大臣が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの

薬事法（昭和35年8月10日 法律第145号）

(定義)

第 2 条

4 この法律において「医療用具」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人若しくは動物の身体の構造若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている器具器械であって、政令で定めるものをいう。

薬事法施行令（昭和36年1月26日 政令第11号）

(医療用具の範囲)

第 1 条 薬事法（以下「法」という。）第2条第4項 に規定する医療用具は、別表第一のとおりとする。

別表第一

器具機械

十 放射性物質診療用器具